

豊後大野市ブランド認証基準

豊後大野市ブランド認証制度実施要領第4条に規定する豊後大野市ブランドとして認証するための認証基準等を以下のとおり定める。

1 豊後大野市ブランド認証品

豊後大野市ブランド認証品とは、以下の全てに該当するものをいう。

- (1) 本市の特徴を活かしている又は本市特産品としての認知度や販売実績がある
- (2) 安定した製造又は販売をしている

2 認証基準

(1) コンセプト

- ア 豊後大野市をイメージできる加工品等であること。
- イ アイデアやストーリー性があり、付加価値の高い商品であること。

(2) 独自性・希少性

- ア 他の類似品に比べ、独自性や希少性があり、流通、販売段階での優位性があること。
- イ パッケージデザインやネーミング等が優れ、消費者の購入意欲を刺激するものであること。

(3) 信頼性・安全性

- ア 品質を維持、向上させるための取組や技術的な裏付けがあること。
- イ 品質表示が適正であり、消費者に対し、誤解を招く表現、表示となっていないこと。

(4) 市場性・将来性

- ア 商品の販売実績があり、販売体制が整っていること。
- イ 継続的かつ安定的な生産または販売が見込まれ、販路拡大が期待できること。

(5) 品質等

- ア 食味、風味、品質等が優れていること。
- イ 豊後大野市産農林水産物等の地域資源を使用していること。

この基準は、令和3年2月1日より適用する。

この基準は、令和5年9月1日より適用する。